

且又支拂ノ義務ナシト稱シ之亦態度強硬ナリ
右及申(通)報候也

（Faint, mostly illegible text, possibly bleed-through or a second page of a letter.)

要 求 書

一 不払賃金全額即時支給シテ

共栄社年評団

昭和七年六月二十六日
安田喜代次 殿

要 求 書

- 一 退職手当ヲ制定シテ
- 二 解雇工場閉鎖絶対反対
- 三 月二回ノ公休日ヲツクレ
- 四 最低賃金ハ住込ニテ十五円以上ニシテ
- 五 散髪用具銭ハ工場主カ負担シテ
- 六 食費ヲ改善シテ
- 七 労働時間ハ八時間ニシテ
- 八 時間外勤務ハ歩合ニシテ
- 九 年二回ノ賞與ヲ支給シテ
- 一〇 年評甲ノ日給全額ヲ支給シテ
- 一一 年評費用全額工場主負担シテ
- 一二 年評ニ関シ攝性者ヲ生サトルコト

共栄社年評団